

請 書

- 1 契約の目的 庁用消耗品（以下「物品」という。）の購入
- 2 品目及び規格等 別添1「品目別単価表」及び別添2「仕様書」のとおり
- 3 契約単価 別添1「品目別単価表」のとおり
課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額を別途加算するものとします。）
- 4 契約期間 契約締結日から令和6年9月30日まで
- 5 納入数量 貴殿が発注する都度指定する数量
- 6 納入場所 川崎市麻生区古沢86-1 麻生警察署会計課
- 7 契約保証金 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第28条第6号により免除願います。

上記、物品納入について、次の事項を遵守の上お請けいたします。

（検査）

第1 当方は、貴職の発注ごとに、その都度指定する納入期限までに品質良好な物品を納品書とともに納入し検査を受け、検査に合格したものについて引渡しをします。

なお、発注は、納入期限の14日間前までにお願います。また、貴職の検査の結果、不良品があるときは、当方は、当該物品を遅滞なく引き取り、貴職の指定する期日までに良品を納入します。

（契約代金の受領）

第2 代金は、貴職の検査完了後、当方が1か月分を取りまとめて請求するものとし、この金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとします。

代金は、当方の発行する適法な請求書が受理された日から30日以内（以下「約定期間」という。）に神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店で支払を受けます。

なお、約定期間内に当方が契約金額を受領しないとき又は天災地変等やむを得ない事由により貴職の支払が遅れたときは、貴職に対して遅延利息の請求はしません。

（履行遅滞）

第3 当方が納入期限までに物品を納入しないときは、その期限の翌日から起算して遅滞日数に応じ、遅延物品の数量に契約単価を乗じて計算した額につき、契約締結日の神奈川県財務規則第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）で計算した額の違約金を、代金支払の際に控除されても異議はありません。ただし、その責めが天災地変等のやむを得ない事由又は貴職に起因するときは免除願います。

（権利義務の譲渡）

第4 当方は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することはありません。

（契約不適合責任）

第5 引き渡した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであると貴職が認めた場合、貴職は、当方に対し当該物品の補修、代替物の引渡又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとします。

なお、貴職が相当の期間を定めて履行の追完の催告をした後、当該期間内に当方による履